

令和4年4月20日

保護者の皆様へ

貝塚市立第二中学校
校長 倉永 明典

警報発令時における臨時措置について

平素は本校教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、中学校では、下記のような特別警報・暴風警報発令時における臨時措置をとることになっています。

なお、大雨・洪水警報は含みませんので、ご理解のうえご協力下さいますようお願いいたします。

記

特別警報・暴風警報発令時の臨時措置

1. 午前7時の時点で大阪府南部に特別警報または暴風警報が発令されている場合は、生徒は臨時休校とします。
2. 登校後、特別警報・暴風警報が発令された場合は、原則として下校措置をとりますが、下校の方法・時刻については、天候の状況等、実情に応じて判断します。

家庭内での掲示をお願いします。